

(免除)

第11条 市町村長は、次に掲げる者に対しては、政令で定めるところにより、森林環境税を免除する。

- (1) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者として政令で定める者
- (2) 生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政令で定める扶助を受けている者
- (3) 失業又は廃業により収入が著しく減少したことその他の政令で定める特別の事情により森林環境税の納付が困難と認められる者

(法第11条第1号の政令で定める者)

第5条 法第11条第1号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 災害(法第11条第1号に規定する震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害をいう。以下この条において同じ。)により死亡した者
- (2) 災害により障害者(法第4条第2項第1号に規定する障害者をいう。)となった者
- (3) 災害により自己(地方税法第314条の2第1項第1号に規定する政令で定める親族を含む。以下この号及び次号において同じ。)の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。同号において同じ。)がその住宅又は家財の価額の10分の3以上である者(災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の2第1項に規定する罹災証明書(同号において「罹災証明書」という。)により確認することができる者を含む。)で、前年の法第4条第2項第4号に規定する合計所得金額(次号において「合計所得金額」という。)が500万円以下であるもの
- (4) 災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の10分の5以上である者(災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて罹災証明書により確認することができる者を含む。)で、前年の合計所得金額が500万円を超え750万円以下であるもの

(法第11条第2号の政令で定める扶助)

第6条 法第11条第2号に規定する政令で定める扶助は、生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助(同項第1号に掲げる生活扶助及び同法第18条第2項の規定により行われる同法第11条第8号に掲げる葬祭扶助を除く。)とする。

(法第11条第3号の政令で定める特別の事情)

第7条 法第11条第3号に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 失業又は廃業により収入が著しく減少した場合として総務大臣が定める場合に該当すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、森林環境税を納付することが困難であると認められる場合として総務大臣が定める場合に該当すること。